令和８（２０２６）年度　事業計画書

（令和８（２０２６）年４月２３日～令和９（２０２７）年３月３１日）

公益財団法人
RESTART JAPAN 財団

1.基本方針

（１）未来を担う若年人材への支援

当財団は、国内の２２歳以下の学生のうち、優れた資質、向学心及び将来性を有する者に対し、奨学金の給付その他必要な支援を行うことにより、その修学の継続、技能の研鑽及び能力の伸長を助成し、もって将来社会に貢献する有為な人材の育成を図ることを目的とする。

（２）経済的サポートの架け橋

生活環境又は経済的理由により、学資その他修学及び自己研鑽に必要な費用の負担が困難な学生に対し奨学金を給付し、学費、教材費その他関連費用の負担軽減を図ることにより、学生が安心して学業及び関連する活動に取り組むことのできる環境の整備を目指す。

（３）次代への社会貢献

奨学金の給付を受けた学生が、学び及び活動を通じて培った知識、技能及び経験を将来社会に還元し得るよう支援することにより、次代を担う人材の育成に寄与し、もって公益の増進を図ることを目指す。

（４）透明性と公正性の確保

当財団は、奨学金事業の実施及び法人運営全般において、関係法令、定款及び諸規程に基づき、透明性及び公正性の確保に努める。

奨学金事業については、必要な規程を整備し、利害関係者を排除した公正な選考を行い、その結果を踏まえて理事会において奨学生を決定する。

また、法人運営については、理事会、評議員会及び監事の下で適正な業務執行及び管理運営を行い、事業報告書等を通じて適切な情報公開に努めるものとする。

２.事業活動

（１）未来奨学金事業

当財団は、将来社会に貢献する意欲及び能力を有しながら、経済的理由により修学又は自己の資質向上のための活動継続が困難な 22 歳以下の学生に対し、奨学金を給付することにより、その成長を支援し、有為な人材の育成を図る。

令和８（2026）年度においては、未来奨学金事業の開始事業として、音楽分野を対象とする若手ミュージシャン育成奨学金を実施する。

①　令和８（2026）年度　若手ミュージシャン育成奨学金

音楽分野において優れた資質、向学心及び将来性を有する 22 歳以下の学生であって、高等学校、専門学校又は大学に在籍し、かつ経済的理由により修学及び音楽活動の継続が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、その修学及び実技研鑽を支援し、将来の我が国の音楽文化の発展を担う若手人材の育成に寄与することを目的とする。奨学金は一人年額３６０，０００円（月額３万円の１２ヶ月）とする。

② 応募資格

当財団の奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

ア．応募年の４月１日時点において２２歳以下であること。

イ．日本国籍を有し、日本国内の高等学校、専門学校又は大学に在籍していること。

ウ．ポピュラー音楽、クラシック音楽その他これらに類する音楽分野において、演奏、歌唱、創作その他の音楽活動に取り組んでいる者であること。

エ. 学業に意欲があり、かつ経済的理由により、修学又は音楽活動の継続に支援を必要とすること。

オ．給付期間の全期間にわたり在学していること（休学を除く。）。

カ．応募年４月１日時点で未成年である場合は、保護者の同意を得ていること。

キ．学業成績が優秀であり、次のいずれかに該当すること。

・大学生、専門学校生（在校生）の場合、入学時から直近までの標準化ＧＰＡが２．４以上であること。

・大学生、専門学校生（新入生）の場合、高等学校３年生時の評定平均が３．５以上であること。

・高等学校生（在校生）の場合、前学年時の評定平均が３．５以上であること。

・高等学校生（新入生）の場合、中学校３年生時の５教科の評定に基づく代替指標が３．０以上であること。

・高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。

③ 受給期間

令和８（2026）年４月１日～令和９（2027）年３月３１日まで

④ 奨学金

採用予定人数は１０名を上限とし、奨学金は一人当たり年額３６万円とする。

給付方法は、月額３万円の６か月分である１８万円を年２回、本人又は保護者名義の銀行口座に送金する方法による。なお、返還義務はない。

⑤ 応募期間

令和８（2026）年５月１８日から同年６月３０日までとし、当日必着とする。

⑥ 応募方法

HP からの申請もしくは下記の必要書類を郵送にて提出

ア．願書（顔写真貼付）もしくは家族状況届

イ．学生証のコピー

ウ．収入を証明できる書類（家計支持者の前年度分の源泉徴収票など）

エ．成績証明書（出願受付期間内に発行されたもの）

※新入生は前年に在籍のあった学校の成績証明書を提出する。

オ．下記の書類のうち該当するもの

イ）標準化ＧＰＡ計算書（在校生/直近の学歴が大学等の新入生）

ロ）学習成績の状況計算書（高校卒業後の新入生）

ハ）代替指標の計算書（中学校卒業後の新入生）

ニ） 高等学校卒業程度認定試験合格証明書（新入生で該当する場合）

カ．一次選考通過者のみ以下の論文を提出いただきます。

＜論文テーマ＞『私が志す音楽分野において、どのような表現者を目指し、その実現のために今後どのように学び、活動していきたいか』

（論文には、① なぜ在籍している学校を選んだのか、② 将来の夢及び目指す職業について、具体的に記載するようにしてください。論文は４００字以上、８００字以内）

⑦ 選考方法

奨学生を選考するため、当財団は奨学金選考委員会規程に基づき選考委員会を設置し、公正かつ適切な審査を行う。

一次選考は書類審査とし、学業成績、願書に基づく志願理由及び品行等並びに家計及び世帯状況を基準として審査する。

二次選考は、一次選考通過者を対象として、実技演習審査及びテーマ論文審査により行う。実技演習審査は、５分から１０分程度の実技動画を YouTube 等のストリーミングサービスにアップロードし、その URL を提出させる方法により実施する。テーマ論文は、「私が志す音楽分野において、どのような表現者を目指し、その実現のために今後どのように学び、活動していきたいか」をテーマとし、４００字以上８００字以内で提出させるものとする。

なお、選考結果は、選考委員会の審査を経て、理事会の決議により決定する。

⑧ 審査結果の通知

当財団の選考委員会による公正な審査及び、理事会の決議を経て理事会開催後２週間以内に審査結果を文書にて応募者にお知らせする。

なお、学校を経由して出願があった場合に限り、選考結果を学校にも通知することがある。

（２）活動報告

奨学金を受給した学生から、受給期間中に１回、生活状況（中間）報告書の提出を受けるとともに、受給期間終了後１か月以内に終了報告書の提出を受ける。

また、提出された報告内容の一部については、個人情報が特定されない形で当財団の活動報告としてホームページに掲載し、事業報告書等に反映させることにより、事業の透明性確保に努める。

３．その他

（１）設備投資及び資金調達の見通し

特にございません。

（２）特定費用準備資金積立計画

特にございません。

以上